令和8年3月公表

高効率給湯器普及促進補助金に関するQ&A

Q	質問	回答
1	国の給湯省エネ事業の対象となる高効率給湯器であれば、市の補助金にも対象となると考えていいですか？	その考えで大丈夫です。ただし、市税の滞納がないことと、市内にある建物に設置することが条件です。
2	国の給湯省エネ事業の受付が終了したときに、市の予算が残っていた場合は、市の補助金にだけ申請できますか？	申請できません。国の補助金の交付決定等を受けている事業のみが対象となります。
3	市外の事業者から購入した場合も補助対象となりますか？	補助対象となります。
4	世帯主でなくても申請できますか？	世帯主でなくても申請ができますが、国の補助金申請者（共同事業者）と補助金の振込先となる口座は同一名義としてください。
5	申請額が予算額を超えたら、申請できませんか？	予算額に達し次第、受付を終了しますので、ご了承ください。
6	３月１６日以前に、国の給湯省エネ事業を活用する予定で設置した場合は補助対象となりますか?	補助対象となりません。３月１６日（月）以降に設置したものが対象となります。
7	国補助金交付決定通知書の写しと国補助金額の確定通知書の写しを添付できない場合は、事務局から申請者（共同事業者）に届くハガキの写しで代用できますか？	国補助金に関する２つの書類が提出できない場合は、申請者に届くハガキと、申請者に国補助金の振込があったことを確認できる書類（通帳の写しなど）を取り下げ期日を過ぎた後に提出してください。